

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和 8 年 7 月 2 1 日

公益財団法人介護労働安定センター
契約担当役 事務局長 北條 憲一

1 調達内容

- (1) 件 名 機関誌「月刊 ケアワーク」（令和 9 年 5 月号～令和 1 1 年 4 月号）
の企画・編集・制作・印刷・製本等業務
- (2) 規 格 等 仕様書による
- (3) 履行期限 仕様書による
- (4) 納入場所 仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度における各府省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」及び「役務の提供」のうち、A、B 又は C 等級に格付けされている者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者ではないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 官公庁から指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (6) 応札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）でないこと。もしくはこれら反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 公益財団法人介護労働安定センター会計規程に従い公益財団法人介護労働安定センター契約担当役が定める資格を有する者であること。
 - イ 介護保険制度、介護報酬制度、認知症施策等の内容、厚生労働省等で審議される法改正内容や動向等を的確に把握できる体制が社内の中で整っていること。
 - ロ 介護保険制度、介護報酬制度、介護人材育成、認知症・介護技術等、介護に関する市販された情報誌、同分野に関する市販された書籍について、

直近 5 年間に於いて企画編集制作の実績があること。

ただし、市販品以外の制作物（パンフレット等）及び印刷のみの業務は、上記の実績に含まない。

ハ 本契約の履行管理及び介護労働安定センターとの協議・対応を行うことができる者であること。

ニ 入札物品等を納入期限までに納入することができることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

（１）交付場所及び問い合わせ先

〒116-0002 東京都荒川区荒川 7 丁目 5 0 番 9 号 センターまちや 5 階

公益財団法人介護労働安定センター総務部経理課契約係

電話 03-5901-3041

FAX 03-5901-3042

電子メール keirika@kaigo-center.or.jp

（２）入札説明書の交付方法

本公告の日から上記（１）において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までの間に交付する。

なお、電子メールにて入札説明書の送付を希望する場合は、仕様書交付希望の調達件名、会社名、全省庁統一資格の登録番号及び 10 桁の業者コード（申請中の場合は記載不要）、担当者名及び電話番号を記入のうえ、keirika@kaigo-center.or.jp まで送信すること。

※電子メールの件名は『「ケアワーク」入札説明書の送付依頼』とすること。

4 入札書の提出期限等

（１）入札書の提出期限（郵送による場合を含む）

令和 8 年 8 月 18 日（火）正午（必着）

（２）提出場所

上記 3（１）に同じ

5 開札の日時及び場所

令和 8 年 9 月 8 日（火） 午後 2 時

東京都荒川区荒川 7 丁目 5 0 番 9 号 センターまちや 5 階

公益財団法人介護労働安定センター 中会議室

6 入札保証金及び契約保証金

全額免除

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約書の作成

契約締結にあたっては、契約書を作成する。

また、本入札に関し、落札者との契約の締結にあたり、契約後に独占禁止法に定める談合等の不正行為の事実が判明した場合の契約の解除及び違約金に関する条項を締結することとしていること。

9 契約者の決定方法

- (1) 本入札は、入札参加者から提出された企画提案書の評価を行い、企画提案に係る技術点と入札価格に係る価格点の合計による総合点が最も高い点数の者であって、その者の入札価格が公益財団法人介護労働安定センター会計規程第25条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内である場合に、落札決定とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他

詳細は入札説明書による。